

高崎中学校の部活動に係る活動方針

多賀城市立高崎中学校

○ はじめに

本校では、多賀城市の「設置する学校に係る部活動の方針」を踏まえ、「高崎中学校の部活動に係る活動方針」を作成しました。このことについて地域や保護者の皆様方へお知らせするとともに、適正な部活動の運営が行えるよう引き続きご理解とご支援をお願いいたします。

1 部活動の意義

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツや文化・芸術、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の育成等、学校教育が目指す資質・能力の育成をするものである。また、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師、部活動指導員[※]や地域の方々との好ましい人間関係の構築を図ったり、自らの目標の達成に向けて粘り強く挑戦したりするなど人間形成に資するものである。

[※]部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づく

2 部活動の目的

部活動により、生徒が生涯にわたってスポーツや文化・芸術、科学等に親しみ、社会の中でよりよく、豊かに生きるための資質・能力の基盤を育むことを目的とする。したがって体力や技能の向上をめざすことのみ偏ることなく、適切な指導や支援によって、仲間と協力したり、切磋琢磨したり、生徒一人一人が充実感や達成感を味わうことができるようにする。

3 部活動のあり方

多賀城市教育委員会「設置する学校に係る部活動の方針」（H30年9月策定）に則り、心身共に成長著しい中学生期にふさわしい適切な指導を計画的に行うとともに、顧問のみならず、部活動外部指導員[※]（外部人材）を活用することにより指導体制の充実を図る。

4 活動時間と計画

（1）活動時間の基準

【基本的な考え方】

成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送り、学習・部活動などの学校生活と、学校外の活動とを併せて充実したものとすることができるよう、部活動の活動時間について以下のような基準を設ける。

【具体的な基準】

①活動時間

ア 平日（授業日）の部活動は2時間程度とし、終了時間は次表のとおりとする。

期 間	活動終了時刻（完全下校時刻）
3 / 1 ~ 新人戦	6 : 0 0（6 : 1 5）
新人戦 ~ 1 0 / 3 1	5 : 3 0（5 : 4 5）
1 1 / 1 ~ 1 / 3 1	5 : 0 0（5 : 1 5）
2 / 1 ~ 2月末	5 : 3 0（5 : 1 5）

また、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 朝練習は、原則として禁止とする。ただし、校長が中体連主催の大会やコンクール等の前（ハイシーズン*）など特別な事情があると認める場合のみ限定的に行うことができるものとするが、その場合も学習が始まる前の時間帯であることを考慮した内容となるよう計画する。

ウ ハイシーズン*期間中は部活動の時間を上記の終了時刻から最大30分間延長することができる。ただし、「部活動延長許可願い」に保護者の承諾書と大会要項を添付し、校長の許可を得た場合とする。

②休養日

- ・生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、以下の休養日も含め、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ・週当たり2日以上 of 休養日を設ける。土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は、原則として少なくとも1日以上を休養日とする。
- ・週末に大会参加や練習試合等で活動時間が長くなった場合は、休養日を他の日に振り替える。できれば翌日を休養日にし、身体的な疲労の蓄積を防ぐようにする。
- ・定期考査前の5～6日間は部活動停止期間とする。
- ・新人戦以降の生徒会専門委員会がある日や、職員会議、市教研等で顧問がつかない場合など、学校長が実施不可能と判断した日は部活動は行わない。

③長期休業中の休養日

- ・原則として長期休業中の土・日・祝日は休養日とする。

（2）活動方針の作成

市教育委員会の方針に則り、毎年度、部活動における休養日及び活動時間等の設定を含む「高崎中学校の部活動に係る活動方針」を策定し、学校のホームページへの掲載等により公表する。

（3）顧問による活動計画の作成

顧問は「高崎中学校の部活動に係る活動方針」を踏まえ、年間を見通した活動計画と毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

- ①活動計画を作成するにあたっては、効果的・効率的な活動となるよう内容を精選するとともに、学校行事や学習への影響を考慮する。
- ②年間を52週と考え、週休日・祝日の休養日と平日の休養日の合計を105日以上設ける。

5 指導・運営に係る体制

(1) 高崎中学校の設置部活動の種類

運動部・・・野球，サッカー，ソフトボール，ソフトテニス男女，バレーボール男女，
バスケット男女，バドミントン男女，卓球男女，弓道，剣道

文化部・・・吹奏楽，生活文化

特設部活動※(必要に応じて生徒を募集)・・・陸上・駅伝，水泳，体操・新体操，柔道

(2) 指導体制

- ①顧問が不在の場合，原則として部活動は中止とする。また，活動場所の整備に努め，部活動で使用する用器具の安全な取り扱いや管理・点検に努める。
- ②対外試合等による校外への移動については，できるだけ公的交通機関を利用し，保護者の負担を軽減する。また，顧問の自家用車を使用しての移動は認めない。

(3) 運営に係る体制

- ①顧問や外部指導者，部活動指導員を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等に積極的に参加する。
- ②放課後の部活動で体育館を使用する部活動は原則としてバレー男女・バスケット男女・バドミントン男女に限る。

(4) 部員数の減少に伴う措置

- ①新規に入部する者が無く，出場する中体連大会終了後，部員がいない場合は原則として休部とする。
- ②上記に当てはまる部活動に新入部員が入部した場合，通常通りの活動を継続するが，部員が極端に少なく，通常の活動を維持することが難しい場合には，別途協議する。
- ③新入生に対する説明（1日入学・生徒会入会式）の機会に，①～②の事項について周知する。